

新型コロナウイルス感染症への主な対応状況

資料 7

令和2年4月27日時点

月日	国の対応等	県内の感染状況	県の主な対応	
			本部会議、感染対策等	経済対策等
1月30日	・国が新型コロナウイルス感染症対策本部を設置			
1月31日	・WHOが「緊急事態宣言」			・中小企業特別相談窓口の設置
2月 3日			・新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第1回）の開催（以後随時、本部会議とコアメンバー会議を開催）	
2月 5日			・「帰国者・接触者相談センター」と同外来の設置	
2月13日	・国が緊急対応策を公表			
2月14日				・労働相談窓口の設置
2月21日			・帰国者・接触者相談センターの24時間体制を構築	
2月25日	・国が新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を公表			
2月28日	・内閣総理大臣が小中高等学校等における全国一斉臨時休業を要請		・県立学校に対して「3月2日より当面、臨時休業とする」通知を发出 ・県内の小中高等学校等における一斉臨時休業（3/2～）を通知	
3月 3日			・本部会議（第2回）の開催（県の主催するイベント等・公の施設に関する対応方針等を決定）	
3月 4日		1例目	・本部会議（第3回）の開催（1例目の発生に伴う対応方針等を決定）	
3月 6日	・国が「花いっぱいプロジェクト」で花きの消費喚起を呼びかけ			
3月10日	・国が緊急対応策（第2弾）を公表			
3月11日				・「みやざき花いっぱいプロジェクト2020」により、本県独自の取組を開始
3月12日				・宮崎県経済団体協議会との意見交換会
3月13日	・国が新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正		・本部会議（第4回）の開催（国の緊急対応策（第2弾）を踏まえた県の今後の対応等について協議） ・知事メッセージ发出（手洗い、咳エチケット、3密を避けるの要請、「みんなで宮崎を元気にする行動プラン」）	・新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付の創設 ・経済変動・伝染病等対策資金を発動（指定期間：令和2年3月13日から令和2年3月31日まで） ・地産地消による「応援消費」の展開
3月16日			・県立学校に対して「県立学校の春休み期間中の対応を、当面、臨時休業期間中と同様の対応とする」通知を发出	
3月17日		2、3例目		
3月19日	・国の専門家会議が「状況分析・提言」を公表			
3月23日				・県生活衛生同業組合連合会との意見交換会
3月23日			・本部会議（第5回）の開催（県の主催するイベント等・公の施設に関する対応方針（改訂案）の決定等） ・県衛生環境研究所の1日のPCR検査可能数が72件（従来は24件）に増加	
3月24日	・文部科学省から小中高等学校等における教育活動再開等に係る通知			
3月25日				・県内金融機関との意見交換会
3月26日	・国が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置		・本部会議（第6回）の開催 ・1日のPCR検査可能数が96件に増加（県72件+宮崎市24件） ・「全ての県立学校の教育活動を4月1日から再開する」通知を发出	・県職員による「地産地消で地域「応援」プロジェクト」の展開 ・地産地消キャッチフレーズ「ジモ・ミヤ・ラブ」の発表
3月27日				・県内の観光・交通業界との意見交換会
3月28日	・国が基本的対処方針を公表			

月日	国の対応等	県内の感染状況	県の主な対応	
			本部会議、感染対策等	経済対策等
4月 1日	・国の専門家会議が「状況分析・提言」を公表		・就職や進学等で感染拡大地域に転出される方を対象に、感染防止対策の徹底について注意喚起（県庁HP掲載）	・予算の早期執行・早期支払いについて全庁的に要請 ・経済変動・伝染病等対策資金を再発動 (指定期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)
4月 2日			・知事メッセージ発出 (4月を「感染拡大防止月間」と位置づけ、東京や大阪など感染拡大地域への不要不急の往来自粛等を要請)	
4月 3日		4～7例目		
4月 4日		8例目		
4月 5日		9、10例目		
4月 6日		11例目	・新型コロナウイルス感染症対策協議会（第1回）の開催 ・「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について（宮崎市内の感染拡大の状況を踏まえた）」通知を発出	
4月 7日	・国が特措法に基づく「緊急事態宣言」を7都府県に発令 ・国が「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を決定	12例目	・知事メッセージ発出 (緊急事態宣言の対象地域への往来自粛、対象地域滞在者に外出自粛、毎日の体温測定等を要請)	
4月 8日		13～16例目	・本部会議（第7回）の開催 (宮崎市内での入院病床の追加25床と軽症者の宿泊療養施設を確保) ・JR駅等に緊急のお願いポスター掲載 (対象地域への往来自粛等) ・新型コロナウイルス感染症対策調整本部事務局を設置	・「新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策～施策の方向性～」の決定 ・予算の早期執行・早期支払いについて県内市町村へ要請
4月11日	・国が基本的対処方針を変更 (宣言対象外の道府県に対し、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を要請) ・東京都が遊興施設、運動・遊戯施設等に対して休業要請	17例目	・知事メッセージ発出 (繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を要請)	
4月16日	・国が特措法に基づく「緊急事態宣言」の対象拡大を発表			
4月17日			・本部会議（第8回）の開催 ・知事メッセージ発出 (緊急事態宣言を受けた県外との往来や外出の自粛、県立学校の臨時休業、みんなで宮崎を元気にする行動プラン改定等) ・県立学校に対して「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について」通知を発出	
4月21日			・知事メッセージや相談センターの連絡先を記載したちらしについて、交通事業者に対して空港等での到着者全員への配布を依頼	
4月24日			・パチンコ店などの遊技施設や、スナック、バーなどの遊興施設に対して4月25日から5月6日までの休業を要請 ・新型コロナウイルス感染症対策協議会（第2回）の開催	・緊急経済対策の発表 ・経済雇用対策会議（第1回）の開催
4月27日			・本部会議（第9回）の開催 (医療提供体制の確保、休業要請) ・知事メッセージ発出 (休業要請、地域経済対策等)	・知事と市長会・町村会との意見交換

感染者の発生状況と感染防止の取組

潜伏期間を考慮すると、
1～2週間前の行動が
感染状況に反映されている。

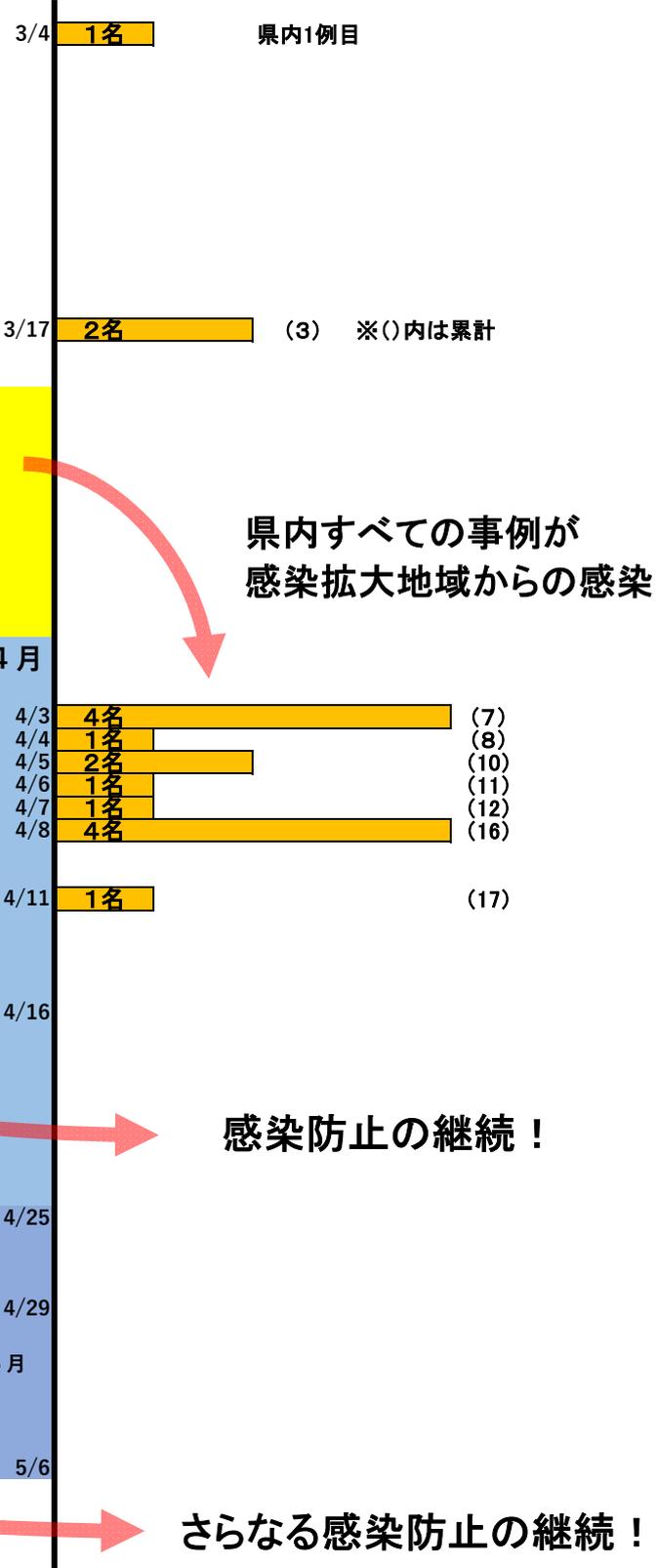
3連休からの移動の活発化

感染拡大防止強化月間

県民や事業者など
感染防止、自粛の御協力
医療従事者などの御尽力

緊急事態宣言

さらなる外出自粛
県外との往来自粛
休業要請への御協力



早期の収束へ！